

陽和中学校 生徒心得

生徒心得

陽和中学校の生徒である自覚と誇りを持って、思いやりのある行動をとり、お互いの人格を尊重し、明るく楽しい学校づくりに努力しましょう。

陽和中学校が大切にしてきたこと
・あいさつ ・美化 ・時間

I 学校生活

1. 始業時刻までに登校する。
2. 登下校は、制服または学校指定の体操服とする。
3. 授業は、制服または体操服で受ける。ただし、式・集会等には制服で参加する。なお、その場合でも登下校時は体操服も可とする。
4. 登下校は、定められた通学路を通る。
5. 登校後は、無断で校外に出ない。
6. 始業のチャイムまでに席につき、静かに学習の準備をする。
7. 学校内では、給食および弁当以外の飲食をしない。ただし、水分補給は認める。
8. 他人のものは無断で使わない。また金銭の貸し借りはしない。
9. 校具やガラス、掃除用具を破損した場合は、すぐに担任に届ける。
10. 自転車通学者は定められた手続きをし、交通ルールを守って登下校する。
11. 決められた下校時刻を守る。
12. 学校生活に必要な物を持ってこない。

II 校外生活

1. 外出については、保護者の責任のもとで行う。
2. 外出の際には、保護者の許可を得、行き先・帰宅時間・用件・同行者をはっきり告げる。
3. 生徒や学校に関係のある事故や異常の起こった場合は、すぐに学校に連絡する。
(陽和中学校電話番号 22-2579)

III 非常時の登校

1. 平日の始業前に、暴風警報が発令されている場合登校してはいけない。
ただし、暴風警報が午前6時までに解除された場合は、安全に留意し、登校する。
暴風警報が午前6時になっても解除されない場合は、休校とする。
2. 登校後に暴風警報が発令されたときは、教師の指示により直ちに帰宅する。風雨の状況や通学路の安全が確保できないことが予想された場合、学校長の判断により、一時下校を見合わせることもある。
3. 始業前に大雨が降っている場合
* 激しい雨が降っているときは、保護者の判断により、激しい雨がおさまってから登校する。
4. 始業前に激しい雷が鳴っている場合
* 雷が激しく、危険が予想されるときは、保護者の判断により、雷がおさまってから登校する。
5. 高潮・波浪・大雨・洪水・大雪等の各注意報、あるいは警報が発令された場合
* 地域によっては、上記に準じ、学校長が適切な処置を講ずる。
6. 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、及び、避難指示については暴風警報に準じる。

7. 始業前に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、休校とする。
8. ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が午前 6 時時点で発表されている場合、休校とする。
②南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が午前 6 時時点で発表されている場合、注意対応をとりながら、通常通りの活動とするが、状況に応じて、休校等の措置をとる場合がある。
9. 始業前に全国瞬時警報システム（J アラート）による情報伝達がおこなわれた場合、登校を見合わせ、自宅待機とする。ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校する。
ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、中学校とも自宅待機とする。桑名市災害対策本部により、登下校の安全が確認でき次第、登校再開となる。
10. 熱中症特別警戒アラート等が発表された場合
14 時に熱中症特別警戒アラート等が発表された場合及び 14 時の時点で翌日の 9 時から 15 時までの間に桑名市で暑さ指数（WBGT）35 以上の予測値が発表された場合は、その翌日を臨時休校とする。

服装について

指定の服装や身だしなみで学校生活を送ること。
※令和5年度入学生より新規購入は共通制服のみとする。
●共通制服について

・学校が指定するブレザー型学生服とする。スラックス・スカートが選択できる。 ・上着は紺色で、下はグレーにチェック柄とする。 ・スラックスはベルトを着用する。黒・紺・茶の無地のものとする。 ・スカートの長さは膝頭がかくれる程度とする。 インナーについて ・市販の無地の白カッターシャツか白ポロシャツとする。 ※ポロシャツはワンポイントを認める。 ※ポケットはなくてもよい。 ※カッターシャツはスラックス・スカートの中に入れる。 ※ポロシャツはスラックス・スカートに入れなくてもよいが、ブレザーから裾が出ないようにする。 ※半袖・長袖のどちらでもよい。 ※体育などの運動時はポロシャツではなく、体操服で活動することとする。 ・ブレザーの下に市販のカーディガン・ベスト・セーターを着用してもよい。 ただし、色は黒・紺・茶・白・グレーで無地を基本とする。 ※ブレザーを脱いで上記服装で過ごすことは認めない。
--

●従来型制服（譲り受けのものの対象）について

	標準学生服	セーラー服
制服冬期	・学校が指定する標準学生服とする。 ・男子の制服はカラーが付いているものとする。ソフトカラーの制服も認める。 ・ベルトは黒・紺・茶の無地のものとする。 ・男子学生服のボタンは陽和中指定のボタンとする。	・紺のセーラー服襟にのみ白線（巾8mm）1本へりから2cm中へ、ネクタイ（白三角布）前で結ぶ。 ・スカートの長さは膝頭がかくれる程度とする。 ・ウエストにダーツを取ったり脇戦につめたりしない。
制服夏期	白色長袖、半袖カッターシャツまたは、半袖開襟シャツとする。 裾はズボンの中に入れる。 ※夏期の服装は、冬期に準じる。	・長袖又は半袖白木綿セーラー型ブラウス。 ・線ー濃い紺色巾8mmえり袖口共に端から2cm入った所。（胸あてポケットは線なし） ・リボンー黒色2.5cm巾のもの。 （注）④半袖の場合袖口カフスなし。 ※夏期の服装は、冬期に準じる。
	※男女ともシャツについては共通制服のインナー規定に準じる。	

防寒着	・防寒着は、ウィンドブレーカー、コート、カーディガンとする。 (ダウンジャケット、パーカー、ベンチコート、ジャージは不可とする。) ・色は、黒・紺・茶・白・グレーで、無地を基本とし、派手でないものとする。 ・部活動で使用している防寒具を着用することも可とする ・着用は、登下校のときのみとする。ただし、次の場合は、校内での着用を認める。 ①寒い日で、教師の許可が出た暖房のない特別教室などでの授業のとき。 ②体調が悪いため、教室での着用が認められたとき。 ※ウィンドブレーカーの下は自分で判断して、校内ではいてもよい。
マフラー等	通学途上のみ、マフラー・手袋の使用を認める。(着用時期は各自で判断する。) ただし、校舎内では着用しない。 耳あて、帽子(防寒用)は不可。
くつ	・運動靴とする。 ・高価すぎないこと。 ・靴箱に入れること。(ハイカットは禁止)
くつ下	・色は自由、ただし儀式的時は白色とする(ワンポイント可、ライン入りは不可) ・足の甲がかくれるものとする。
上ばき	・規定のスリッパとする ・体育館では規定の体育館シューズをはく。
頭髮	次のことを守る。 ・パーマ、脱色、染色、整髪料は禁止とする。 ・不自然な髪形にしない。 ・クリップは使用しない。 ・髪飾りや技巧的な整髪をしない。 ・髪をくくる場合はゴム又はピンで留める。ただしゴム・ピンの色は黒・紺・茶とする。
かばん	・リュック型カバン(学校指定のスポーツバッグも可) ※タテ 26 cm, ヨコ 38 cm, 奥行き 42 cmのロッカーに入る大きさとする。
雨具	・傘、カッパなどに記名する。
その他	・ピアス、ネックレス等装飾品は身につけない。 ・自の体調の判断で、タイツやストッキングの着用を認める。 ※タイツやストッキングの着用時は、くつ下をはかなくてもよいとする。 ※ストッキング、タイツ、スパッツ、アンダーシャツ、アームカバーなどを着用することを認める。色は黒、紺、茶、ベージュ、<u>白</u>、グレーで、<u>無地を基本とし、派手でないものとする。</u>(R2.12 変更) (R7.3 改定) ・ジャージの下から首もとが見えるハイネックは認める。首もとのマーク、色は問わない。ただし、夏用 T シャツ、夏の制服の首もと、袖から見えるアンダーシャツは認めない。ジャージの腕をまくり、アンダーシャツが見える時は指導していく。 ・部で統一された T シャツ等においては朝練がある登校時、部活終了後の下校時、<u>休日部活動の登下校時</u>の着用は認める。部で統一されていない物は部活動時のみとし、登下校時には着用しない。(R6.3 改定)

自転車に関する規定

- ・変速6段までの通学の安全が確認できる自転車。
- ・マウンテンバイク，サイクリング車，ハンドルが極端に上下しているものは禁止とする。
- ・サドルの後ろに荷台をつけ，通学カバンをにひもでくくる。または，リュック型カバンを背負うことも可とする。
- ・前カゴを取り付けることとする。
- ・雨天の場合，雨合羽を着用する。（傘差し運転禁止）
- ・ポンチョは安全面を考慮して使用しない。

自転車通学約束事

1. 道路交通法を遵守する。
 - ・二人乗り，無灯火，傘差し運転，並進などをしない。
2. 安全運転に徹する。
 - ・ヘルメットの着用，バッグは荷台にくくる。ただし，リュック型カバンの場合は背負うことも可とする。
3. 自転車の自己管理に努める。
 - ・指定された場所に置く，施錠をする。
4. 通学路（通常の経路）は決められた経路を通る。
 - ・違う経路を通らない。

これらの約束事に繰り返し違反し，指導後改善がみられない場合は，自転車通学許可を取り消す場合もある。

部活動規約

1. すべての部活動は、顧問付き添いのもとに活動する。
2. 入部決定後は、原則として所属を変更できない。やむを得ず所属の変更、あるいは退部を希望する者は、顧問・学級担任・新顧問等に相談し、その理由と保護者の意見を所定の用紙に記入し、手続きを行う。
これらの手続きをすべて済ませた後に、転部・退部を認める。
3. 試験発表のあった放課後より、試験終了まで、部活動は中止する。
4. 月曜日は活動しない。（長期休業日は除く）
5. 早朝練習は、午前7時より前には登校せず、午前7時20分から8時10分までとする。
体育館等の活動場所や用具入れの解錠は、原則として該当顧問が行うこととする。
6. 部活動の趣旨を理解し、部員としての自覚を持って活動する。
計画的に活動・練習を行う。
部活動に適した服装で練習する。
終了時刻・下校時刻を遵守する。
後片付けを確実にを行う。
欠席・遅刻・早退をする場合は、必ずその旨を顧問に届ける。
7. 放課後の活動時間は、次の通りとする。

期間	終了時刻	下校時間
1 学期始業式~1 学期終業式	17:30	17:45
2 学期始業式~9/30	17:15	17:30
10/1~10/10	17:00	17:15
10/11~10/31	16:45	17:00
11/1~11/15	16:30	16:45
11/16~冬休み最終日	16:15	16:30
3 学期始業式~2/11	16:45	17:00
2/12~卒業式前日	17:15	17:30
卒業式翌日~春休み最終日	17:30	17:45

※夏休み、春休みの部活動終了時間 16:45、下校時間 17:00

8. 戸締まりなどについて
部活動の朝練に参加する場合、朝7:00より早くに登校しない。
原則として職員昇降口を使わない。
活動終了時には、使用場所・トイレ・部室・用具入れ・その他気づいたところ等の戸締まりや施錠を確実にを行う。
9. 半日の日課で部活動のために昼食をとる場合は定められた教室で食べる。（帰りの会後30分以内とする）
10. 休みの日の生徒の自転車による登校は、自転車通学生に限る。（試合時等は除く）
11. 屋外部活動の、雨天時等における校内での活動は、顧問に指示された場所で行う。
12. 校長室、職員室前では、運動、音を伴う活動はしない。
13. 体育館や部室を使用する場合は、正しく使用すること。また、体育館ステージの使用については、顧問付き添いのもと、使用することができる。
14. 長期休業中のトイレ掃除については、体育館・グラウンド・校舎内ともに、使用する部内で行う。
15. 多目的教室の使用は、必ず顧問付き添いのもととする。
16. 登下校時の部活動の服装については、体操服もしくは部内で統一したものとする。
17. 規約・規定を守れなかった部は、活動停止もありうる。

図書館規則

1. 閲 覧

- 1 休日を除いて、毎日閲覧できる。ただし、試験当日は閉館し、学校・学年行事等は閉館することがある。
- 2 閲覧時間は、昼休みのみとする。

2. 貸 出 し

- 1 貸出し冊数は1回につき1冊とする。長期休暇についてはこの限りではない。
- 2 貸出し期間は、貸出し日と返却日を含めて14日以内とする。
- 3 貸出しの手続き
 - ① 個人の図書貸出カードに借りる本の書名、貸出日を記入し、図書委員に提出する。
 - ② 禁帯出の本は貸出さない。ただし、特別使用目的のある者は、図書委員会顧問まで申し出れば、1日に限り貸出しを認める。

3. 返 却

- 1 返却日は必ず守る
- 2 返却の手続き
 - ① 図書貸出しカードに返却した日を記入し、図書委員に提出する。
 - ② 本を元の場所にもどす。

4. 諸 注 意

- 1 1週間以上の返却延滞者に対しては、図書委員会より通告がある。なお、通告後2日以内に返却しない場合は、今後の貸出しを停止することがある。
- 2 図書を紛失、破損した場合は、直接、図書委員会顧問まで届け出る。
- 3 返却がなされていない場合は、図書の貸出しを行わない。

5. そ の 他

- 1 図書館内では静かにする。
- 2 図書委員の指示を守る。

※日本十進分類法（N.D.C）

9. 文学
8. 語学
7. 芸術
6. 産業
5. 工学工業
4. 自然科学
3. 社会科学
2. 歴史・地誌
1. 哲学・宗教
0. 総記